

12.18 再チャレ 民法基礎 3

訴訟物：C の B に対する AB 間の請負に基づく請負報酬請求権 α

対抗要件を

・規範要件であるから悪意重過失の定義について書くこと

・C→B に対して、

(1) B の反論①ア

(2) ②イ

(3) ③ウ

【問題 1 問 1】

1 本件では、A が B に対して有する譲渡制限付きの請負報酬債権 α を C に譲渡した。そして、C は、2021 年 1 月 10 日、B に債権 α の支払を請求した。C の請求は認められるか。

2 まず、B は α 債権は本件特約があるため、A から C への債権譲渡は無効であるとの主張が考えられる。

この点、契約当事者が債権譲渡を制限する意思表示をした場合であっても、そのことにつき善意無重過失の譲受人に対しては、債務の履行を拒むことができない（466 条 3 項）。

本件では、C は本件特約について知らず、AB 間の取引約定書の内容を確認していないという要素はあるものの、重過失とはいえないことから、B は C の履行を拒むことができない。結論は？上記下線部の B の主張に対応するように結論を書くこと。

3 債権譲渡は譲渡人が債務者に通知をしなければ債務者その他の第三者に対抗することができず（467 条 1 項）、その通知は確定通知のある証書によってしなければ債務者以外の第三者に対抗することができない。

4 本件では、C への譲渡人である A は債務者である B に対して内容証明郵便で通知していることから、債権譲渡の対抗要件は具備している。

コメントの追加 [法t1]: もっと端的に、C の請求は何に基づくものですか。問題提起をより正確に行うこと。

コメントの追加 [法t2]: 文章が読みにくいです。

コメントの追加 [法t3]: どのような意味？

コメントの追加 [法t4]: そもそも重過失とはどのような場合ですか。

コメントの追加 [法t5]: どのような基準で、段落わけをしていますか？段落わけをするポイントがつかめません。

コメントの追加 [法t6]: これは、B のどのような主張に対するものですか。

一方で、AはDに対してもα債権を譲渡しており、Aの委託を受けたDは債務者であるBに対して内容証明郵便で通知しており、債権譲渡の対抗要件を具備している。

5 そこで、Cからの請求としてBは、Dが債権者であるという理由で支払いを拒むことが考えられるが、これは妥当か。

コメントの追加 [法7]: ?

6 この点、債務者に公示機関としての機能をもたせる趣旨から、債権が二重に譲渡された場合における譲受人間の優劣は、確定日付の先後ではなく、債務者への到達の先後によって決まる。そして、確定日付ある通知が債務者に同時到達した場合には、到達の先後を決めることができないので、債務者は、譲受人の一方から請求を受けた場合には請求に応じなければならないと解すべきである。

7 本件では、AからCへの債権譲渡とAからDへの債権譲渡が同時に届いていることから、BはCからの請求を拒むことはできない。

【設問2】

1 Dは、2021年1月10日、Bに債権αの支払を請求した。Dの請求は認められるか。

2 Bとしてはα債権は本件特約があるため、AからDへの債権譲渡は無効であるとの主張が考えられる。

3 この点、当事者が債権譲渡を制限する意思表示をした場合であっても、そのことにつき善意無重過失の譲受人に対しては、債務の履行を拒むことができない（466条3項）。

コメントの追加 [法8]: あてはめが不十分。

4 本件において、Dは本件特約の存在について知っていたのであるから悪意であるといえる。よって、BはDからの債務の履行を拒むことができる。

5 よって、Dの請求は認められない。

【設問3】

Cは、2021年1月10日、Bに債権αの支払を請求した。Cの請求は認められるか。このとき、Bがなし得る反論も含めて論じなさい。

1 Cは、2021年1月10日、Bに債権αの支払を請求した。Cの請求は認められるか。

2 Bとしては、預金口座について当事者がした譲渡制限の意思表示は、466条2項の規定にかかわらず、悪意または重過失の譲渡人及び第三者に対抗できる（466条の5）との主張が考えられる。

3 本件においてCは本件特約の存在について知らないが、預金債権について譲渡制限特約がついているのは当然のことであり、この点につきCには重過失が認められる。

4 よって、Cの請求は認められない。

（判例は対象を絞っているので書くこと）

コメントの追加 [法19]: なぜ当然といえるのでしょうか？誰にとっても当然知り得た、といえますか？

+民法基礎3 期末試験過去問

2020 年度

問題 1

設問 1

1 C の請求について

C は 2020 年 12 月 20 日に A から債権 α の譲渡を受けた。A は同日 C に債権譲渡をした旨の通知を B に内容証明郵便で通知し、B に 12 月 22 日に到達した。467 条 1 項により C は B に対して債権 α の譲渡を対抗することができる。弁済期が 2021 年 1 月 7 日であるから、C は 1 月 10 日に B に債権 α の履行を請求することが考えられる。

2 本件特約を理由とする B の反論について

B としては、本件特約を根拠に B があらかじめ A から C への債権譲渡を承諾していないことから、債権譲渡は無効であると主張することが考えられる。

この点について、466 条 2 項により、債権譲渡禁止特約があっても債権譲渡の効力は妨げられない。よって、A から C への債権譲渡は有効であり、B は債権譲渡が無効であると主張することはできない。

次に、B からは 466 条 3 項に基づき、履行を拒むことが考えられる。

466 条 3 項によると、譲渡制限特約がされたことを知り、または重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者はその履行を拒むことができる。(つなぎの文章がある) 本件において、C が本件特約につき善意または重過失であったかを検討する。C は債権 α に本件特約が付されていることを知らなかったことから善意である。そして、重過失であったかを検討すると、債権 α は請負報酬債権であるところ、請負報酬債権の譲渡は商慣習上頻繁に行われていることから、C が A B 間の取引約定書の内容を確認していなかったからと言って重過失があるとは言えない。よって、C は善意・無重過失である。

したがって、B は 466 条 3 項に基づき、履行を拒むことができない。

3 通知の同時到達を理由とする B の反論について

B としては、12 月 22 日に C へ債権譲渡した旨の通知と D に債権譲渡した旨の通知が同時に到達したことからの理由に、C からの請求を拒むことが考えられる。

467 条 1 項が債務者への通知または承諾を債務者その他の第三者への対抗要件としている趣旨は、債務者の認識を通じて債権譲渡の有無を表示させるためである。そして、467 条 2 項において確定日付のある証書を第三者対抗要件としているのは、譲渡人と債務者が通謀して債権譲渡の通知又は承諾があった日を遡らせることによって第三者が不利益を受けるのを防止するためである。よって、債権譲渡の譲受人間の優越は債務者への確定日付のある通知によって決する。ここで、債務者と譲受人の関係について考えると、複数の確定日付のある証書が同日に到達した場合は、いずれも債権譲渡も対抗要件を備えており、債務者から同時に到達したことを理由に譲受人からの請求を拒否することができないと考えられる。

コメントの追加 [法t1]: B の主張は先に記載した方が読みやすいです。文章が読みづらいです。

コメントの追加 [法t2]: 善意や重過失の定義を書くこと。

本問においても、BはCとDから同日に確定日付のある通知が到達したからと言って、Cからの請求を拒むことはできない。

4 結論

Cの請求は認められる。

設問2

1 Dの請求について

Dは12月21日にAから債権 α の譲渡を受け、DがAの代理人として内容証明郵便で通知し、通知は12月22日にDに到達している。債権 α の弁済期は1月7日である。Dは、弁済期後の1月10日に、Bに対して債権 α の履行を請求している

コメントの追加 [法t3]: 端的に書くこと

2 同時到達を理由とするBの反論について

上記設問1のとおり、CとDの通知が同時に到達したことを理由として、BがDの請求を拒絶することはできない。

3 通知の有効性に関するBの反論について

467条1項によると債権譲渡の通知は譲渡人が債務者に通知する必要がある。本問では、DがAの代理人として通知しているところ、467条1項の要件を満たすかが問題となる。

DがAの代理人として通知する場合、通知の主体は本人Aである。また、Bは委任状によりDがAの代理で通知していることを確認することができる。

したがって、代理人による通知も本人の通知と考えることができる。本問においても、A代理人Dによる通知は467条1項の要件を満たす。

よって、Bは請求を拒絶することはできない。

4 本件特約に基づくBの反論について

466条3項によると、譲渡制限特約がされたことを知り、または重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者はその履行を拒むことができる。本件について見ると、DはAB間の取引約定書の内容を確認し、本件特約の存在を知っていた。Dは本件特約につき悪意であるので、Bは467条3項に基づき、Dの請求を拒むことができる。

ただし、467条4項により、Bが履行しない場合に、Dが相当の期間を定めてAへの履行を催促し、期間内にBがAに履行しないときは、DはBに対して履行を請求できる。

コメントの追加 [法t4]: 論点に気付くことはできていますが、答案のナンバリングや答案の書き方が△です。

5 結論

Bは467条3項に基づき、Dの請求を拒むことができる。ただし、467条4項により、Bが履行しない場合に、Dが相当の期間を定めてAへの履行を催促し、期間内にBがAに履行しないときは、DはBに対して履行を請求できる。

設問3

1 Cの主張

Cは2020年12月20日にAから債権 α の譲渡を受け、AからBに対して確定日付のある証書により通知した。Cは467条1項の債務者対抗要件を満たしている。そして、Cは弁済期後の1月10日に債権 α の履行をBに請求している。

コメントの追加 [法5]: もっと端的に書くところです。

2 Bの反論

Bは、債権 α には本件特約が付されていることから、466条3項に基づき、Cへの履行を拒否することが考えられる。

466条3項によると、譲渡制限特約がされたことを知り、または重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者はその履行を拒むことができる。本件について見ると、Cは本件特約をしなかったので善意である。そこで、Cに重過失があるかを検討する。Bが銀行であり普通預金約款において本件特約を規定していた。銀行の約款には譲渡禁止特約が規定されているのが通常であり、Cが本件特約を知らなかったことには重過失があると言える。

したがって、Bは466条3項に基づき、Cへの履行を拒否することができる。

3 結論

BはCの請求を拒否することができる。

問題2

設問1

1 甲建物の保険金請求権 α への物上代位について

Aが甲建物の抵当権を実行し、甲建物の保険金請求権 α に物上代位(372条、304条)することができるかを検討する。

304条の文言によると、物上代位の対象は、その目的物の売却、賃貸、滅失、損傷によって債務者が受けるべき金銭その他の物である。本問について見ると、保険金債権は甲建物の滅失によって債務者が受ける金銭に当たる。

よって、Aは保険金請求権 α に物上代位することができる。

2 諸設備の保険金請求権 β への物上代位について

Aが抵当権を実行し、諸設備の保険金請求権 β に物上代位(372条、304条)することができるかを検討する。

Aは甲建物について抵当権の設定を受けて登記している。諸設備は乙土地上の動産であって、甲建物に接続されている。諸設備にも抵当権の効力が及び、物上代位できるかが問題になる。

87条2項により従物は主物の処分に従うとされているところ、甲建物を主物、諸設備を従物とみて、甲建物の抵当権の効力が諸設備に及ぶと考えることができないかを検討する。

従物とは、主物の経済的一体性があり主物の価値を高めるものをいう。

本問について見ると、諸設備は甲建物に管で接続されて、諸設備と甲建物の全体でガソリンスタンド

としての機能を発揮している。よって、諸設備は甲建物と経済的一体性があると言え、従物に当たる。

したがって、甲建物への抵当権の効力は諸設備にもおよび、Aは保険金請求権 β に物上代位することができる。

設問2

Eとしては、甲建物を主物、敷地権を従物とみて、87条2項を類推適用し、甲建物の所有権をEが取得した場合にEは敷地権の所有権も取得すると主張することが考えられる。

敷地権を従物とみることができるかを検討する。

従物とは、主物の経済的価値を高めるものをいう。借地上の建物は借地権があってはじめて利用することから、借地上の建物と借地権には経済的一体性があると言える。

よって、敷地権は従物に当たることから、87条2項の類推適用により、Eは敷地の利用権限を取得することができる。

以上

2020 年度民法基礎 3

【問題 1】

〔設問 1〕

第 1 C は、2021 年 1 月 10 日、B に対して、債権 α の支払を請求している。かかる係る請求は認められるか。

1 2020 年 12 月 20 日に、C は、A が B に対して有する債権 α を、A から譲り受けているから、B に対して、債権 α の支払を請求できると思える。もっとも、債権 α は、AB 間の請負契約に基づくものであり、この請負契約締結時には、B の承諾なしに債権 α を譲渡してはならないという内容の譲渡禁止特約が付されている。そこで、B としては、譲渡禁止特約に基づき、B の承諾のない債権 α の譲渡は認められないと反論することが考えられる。

この点について、当事者が債権の譲渡を禁止する旨の意思表示をしていますが、債権の譲渡はその効力を妨げられない（466 条 2 項）。

したがって、かかる反論は認められない。

2 そうだとしても、B としては、466 条 3 項より、C が、譲渡禁止特約について「重大な過失によって知らなかった譲受人」にあたり、債務 α の履行を拒むことができると反論する事が考えられる。

C は、A から α 債権を譲り受けるに際して、AB 間の取引約定書を確認しておらず、債権 α に譲渡禁止特約が付されていることを知らなかった。AB 間の取引約定書は、C が譲り受ける α 債権の内容や、譲渡制限特約の有無等が記載される重要な書類であるが、これを確認しなかったというだけで、悪意と同視できるほどの「重大な過失」があるとはいえない。

よって、C は、譲渡禁止特約について、「重大な過失によって知らなかった譲受人」にあたるとはいえず、かかる反論は認められない。

3 そうだとしても、債権 α は C と D に二重譲渡されているところ、債権譲渡の第三者対抗要件である確定日付による通知又は承諾（467 条 2 項）、が（467 条 2 項）、B のもとに同時に配達されているから、B は、C に対する弁済を拒むことができると反論することが考えられる。

この点について、債権譲渡に関する対抗要件制度は、債務者をインフォメーションセンターとして機能させることを前提としているところ、債務者が債権譲渡について認識していることが不可欠となる。従って、譲渡通知の到達の前後をもって、二重譲渡の優劣を判断すべきである。

そうすると、債権譲渡通知が同時に到達している本件においては、C と D は同順位であり、上記反論は認められるとも思える。

もっとも、確定日付のある譲渡通知が同時に債務者に到達した場合、各譲受人は、債務者に対しそれぞれ譲受債権についてその全額の弁済を請求することができ、譲受人の 1 人から弁済の請求を受けた債務者は、他の譲受人に対する弁済その他の債務消滅事由がない限り、単に同順位の譲受人が他に存在することを理由として弁済の責めを免れることはできない（判例）。

そうすると、B は、C から支払の請求を受けており、D に対する弁済その他の債務消滅事由も認められないから、同順位の譲受人が他に存在することを理由として弁済の責めを免れることはできない。

したがって、B の上記反論は認められない。

4 以上より、C の B に対する債権 α の支払請求は認められる。

〔設問 2〕

第 1 D は、2020 年 1 月 10 日、B に対して債権 α の支払を請求した。かかる請求は認められるか。

1 D は、A から、債権 β の弁済に代えて、債権 α を譲り受けているから（482 条）、B に対して債権 α の支払を請求できると思える。

コメントの追加 [法t1]: 日付は書かなくていい

コメントの追加 [法t2]: もっと端的に書きましょう。
「A は C に対して、債権 α（AB 間の〇〇債権）の譲渡をした。C は、AC 間の債権譲渡を原因として、B に対し、〇〇の履行請求をされると考えられる。もっとも、債権 α には、〇〇は禁止する旨の意思表示が付されており、B は C に対して〇〇と反論する。この B の反論は認められるか。」

コメントの追加 [法t3]: ここももっと端的に書くこと。

コメントの追加 [法t4]: まずは重大な過失とは何か、定義づけをすること

コメントの追加 [法t5]: B の反論③ 等、タイトル付けをすればいい。

コメントの追加 [法t6]: 事実を指摘してから評価をすること。規範⇒事実・あてはめの流れを守ること。

コメントの追加 [法t7]: 理由は？

2 〔設問 1〕と同様、B からの反論として、譲渡禁止特約があるため、D への債権 α の譲渡は認められないとの主張が考えられるが、466 条 2 項より、譲渡禁止特約があっても、債権譲渡の効力は妨げられないから、この反論は認められない。もっとも、A が B の承諾を得ずに D に債権 α を譲渡したことは、譲渡禁止特約違反であるから、B は A に対して、債務不履行に基づく損害賠償請求をすることはできる。

3 また、B の反論として、D が、譲渡禁止特約につき悪意の譲受人にあたり、債権 α の履行を拒むことができる（466 条 3 項）と主張することが考えられる。

この点について、D は、債権 α に本件特約が付されていることを知っていたから、悪意である。

よって、B は、債権 α の履行を拒むことができる。

4 以上より、D の B に対する債権 α の支払請求は認められない。

以上

設問(1)

1 C は、B に対して、A から譲り受けた債権 α （民法（以下略）466 条 1 項）の履行
700 万円の支払いを請求する。以下、C の請求は認められるか検討する。

2 (1) C が B に対して上記請求を主張するには対抗要件の具備が必要である。C は対
抗要件を具備しているか。原則として、債権は譲渡でき（466 条 1 項）、また、債
権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知することで債務者に対抗することができる
（467 条 1 項）。。

(2) A は B に対して請負契約に基づく請負報酬債権 α を有しており、2020 年 12 月
20 日 A は営業資金を調達するため、C と債権 α の代金を 600 万円として売買契約
（555 条）を締結し、譲渡している。また、譲渡人 A が本件譲渡 α について B に
内容証明郵便にて通知しているため、C は債務者に対する対抗要件を具備してい
る。

(3) よって、C は債権 α について B に対抗することができる。

3 ここで B は、C が本件特約について悪意または重過失であるとして C への履行の
を拒絶すると反論することが考えられる。

(1) A B 間で結ばれた取引約定書において「譲渡制限の意思表示」（466 条 2 項）で

書式を変更: 取り消し線

コメントの追加 [法1]: なぜこの結論に至るのでしょうか？おそらく 2 の段落のみ問題の所在が抜けています。
B のどの主張に対応しているものですか？

ある本件特約を付している。「譲渡制限の意思表示」がされていたとしても、原則として債権の譲渡の効力は妨げられないが、譲受人が「譲渡制限による意思表示」について悪意または重過失であれば、例外的に債務者はその履行を拒むことができる（466条3項）。

- (2)「悪意」とは本件債権 α に本件特約が付されていることを知っていることである。Cは本件債権 α をAから譲り受ける際に本件特約が付されていることを知らなかったため、悪意であるとは言えない。また、「重過失」とは、通常人に期待される注意義務を著しく怠ったことを指す。本件債権 α を譲り受ける際にCはAB間の取引約定書の内容を確認していないが、注意義務を著しく怠ったとは認定できず、重過失とは言えない。

コメントの追加 [法12]: 悪意、重過失の定義をかけているのは◎
あとはあてはめを強化することです。

- (3) よって、この反論は認められない。

4.5 次に、Bは、CD間の優劣によってはCに対しての支払いを免れると反論すること

とが考えられる。

- (1) 本件でAはC及びDに同じ債権 α を譲渡しており、二重譲渡の関係にある。

債権譲渡を債務者以外の第三者へ対抗はするには、譲渡人が債務者に確定日付のある証書で通知することが要件である（467条2項）。

(2) 第三者対抗要件は債務者の認識を媒介とした債権譲渡の第三者への公示機能に基づくところ、債務者が債権譲渡の事実を認識できるのは、通知が到達した時、または承諾の時であるべきである。そこで、債権が二重に譲渡された場合における譲受側人間の優劣は、確定日付の先後ではなく、債務者への到達の先後によって決せられる。もっとも、確定日付のある証書が同時に債務者に到達した場合、各譲受人は、債務者に対してそれぞれの譲受債権についてその全額を請求することができ、譲受人の1人から弁済の請求を受けた債務者は、単に同順位の譲受人が他に存在するからといって弁済の責任を免れることはできない。

(3) 本件でAは、Cへの譲渡に関する通知も、Dへの譲渡に関する通知も内容証明郵便で行っており、どちらも確定証書を備えているといえ、第三者対抗要件を具備している。もっとも、本件でいずれの通知も12月22日と同じ日にBの元に到達している。その後CがBに対して本件債権αについての支払いを請求した場合、BはDの存在を理由にCへの支払いを免れることはできない。したがって、Bの反論は認められない。

56 よって、Cの請求は認められる。

コメントの追加 [NM3]: 466条の2の供託ができることを書く

設問(2)

1 DはBに対してAから譲り受けた債権 α に基づいて（466条1項）、700万円の支払いを請求する。以下、Dの請求は認められるか。

2 DはAとの合意により2020年12月21日にDがAに有していた債権 β の代物弁済（482条）として譲り受けており、本件譲渡 β は有効である。

3 (1) 本件譲渡 β は有効であるとしても、D債務者にその効力を対抗できるのか。

(2). 債務者への対抗要件は譲渡人の債務者に対する通知または、債務者の承諾である（467条1項）債務者は、譲渡によって権利を失った譲渡人によってなされた通知でなければ、譲渡の有無について信用できないため、原則として債権譲渡の通知は譲渡人がしなければならない。もっとも譲受人が譲渡人の代理人として通知することは認められると解す。

(3) 本件でもDはAから委託を受けた代理人としてBに通知したことは有効に扱われるため、DはBに債権 α を対抗することができる。

4 また、設問(1)の通り本件債権 α はCDに二重に譲渡されている。債権譲渡を債務者以外の第三者へ対抗はするには、譲渡人が債務者に確定日付のある証書で通知することが要件である（467条2項）。本件でAは、Cへの譲渡に関する通知も、Dへの譲渡に関する通知も内容証明郵便で行なっており、どちらも確定証書を備えているといえ、第三者対抗要件を具備している。また上述の通り、譲渡の通知が同時

通達したことを理由に D への履行を拒絶することはできない。

5 B は、本件債権 α に譲渡制限特約が付されていることを理由に、C にその履行を拒むことが考えられる。

(1) 譲渡制限債権であっても、原則として債権の譲渡の効力は妨げられないが、譲受人が譲渡制限特約について悪意または重過失であれば、例外的に債務者はその履行を拒むことができる（466 条 3 項）

(2) D は A B 間の取引約定書を確認し、債権 α に本件特約が付されていることを認識していたため悪意である。

(3) よって、B の反論は認められ、D への履行を拒絶することができる。

6 この場合、B は A に債権 α の履行し、債権 α を消滅させることができる（466 条 3 項）。また、「譲渡制限の意思表示がなされた…債権」が譲渡されたことを理由に債権 α の全額に相当する 700 万円を供託することができる（466 条の 2 第 1 項）

7 よって、D の請求は認められない。

設問 3

1 C の請求は認められるか。

2 預貯金債権に付される「譲渡制限の意思表示」は、悪意または重過失のある譲受人に対抗することができる（466 条の 5 第 1 項）。

C は預貯金約款の本文特約を認識していないが、預貯金債権の約款において譲渡制限付特約がついていることは、少なくとも取引につき経験のある者にとっては周知の事柄に属する。したがって、C は重過失である。

3 よって、B は C の請求を拒絶できるため、C の請求は認められない。

以上

2024 年 12 月 18 日再チャレ

民法基礎 3 令和 2 年 2020 年

問題 1

〔設問 1〕

C の B に対する債権 α の支払請求が認められるか

(1) 債権譲渡は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ債務者その他の第三者に対抗することができないところ（民法（以下法令名省略）467 条 1 項）、譲渡人 A は、12 月 20 日 C に債権 α を譲渡した旨を B に通知しているので、債権 α の譲渡を債務者 B に対抗することができる。

(2) 債権 α は、本件特約が付されている譲渡制限特約付債権である。譲渡制限特約付債権を債権譲渡した場合であっても、その効力は妨げられるところではない（466 条 2 項）。

譲渡制限特約付債権の譲渡は、譲渡制限の意思表示がされたことに悪意又は重過失の譲受人に対しては、債務者は履行拒絶権を有するところ（466 条 3 項）、C は、債権 α を譲り受けるに際し、A B 間の取引約定書の内容の確認を怠るのは、過失があったと言えるかもしれないが C にとって重過失とまではいえず、A B 間の本件特約について善意であったので、B は C に対して履行拒絶権を有しない。

(3) 譲渡制限特約付債権が譲渡された場合、債務者は、その債権の金額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託できるところ（466 条の 2 第 1 項）、B は、その債権 α の金額に相当する 700 万円を供託することができる。

(4) 本件では、C への譲渡に関する通知も、D への譲渡に関する通知も、内容証明郵便によってなされており、いずれの債権譲渡も、確定日付のある証書によってなされているといえ、それぞれの通知は、債務者以外の第三者に対抗することができる（467 条 2 項）。

そうすると、C への債権譲渡と、D への債権譲渡の優劣が問題となる。

債権譲渡に関する対抗要件制度は、債権を譲り受けようとする者が債務者に問合せ、債務者がこれに適切な情報を提供する事を前提としており、債権譲渡に関する債務者の認識が必要不可欠となる。よって、債権譲渡の優劣は、到達時の先後をもって判断すべきである。

今回、C と D への譲渡に関する通知は同時に B に到達している。B としては、C に対して、同順位の譲受人が他に存在することを理由に、C への支払いを拒否できるかが問題となるが、債務者がどの譲受人にも支払いを拒絶できるのは不当であるから、同時到達を理由に、支払い拒絶はできない。

いずれの債権譲渡も有効であるから、債務者は、どの譲受人にも請求があれば弁済すべきであり、債権者不確知とはいえず供託はできない。

(5) 以上から、C の B に対する請求は、認められる。

〔設問 2〕 D の C に対する債権 α の支払請求が認められるか

(1) 本件では、債権譲渡の通知は、譲受人 D が債務者 B に対して行っている。債権譲渡の

コメントの追加 [法1]: (1) ~ (4) まで、検討対象が不明です。

なぜその検討をするのか、というところに点数があります。

問題文には、B の反論も踏まえて、との記載があるからです。

2024 年 12 月 18 日再チャレ

通知は譲渡人が債務者に対してしなければ債務者に債権譲渡を対抗できないところ(467 条 1 項)、Dは、債権譲渡の債務者対抗要件を備えていないのではないか。

もっとも、譲受人が譲渡人の代理人として通知することは、代理の行為は本人に帰属するのであり、債権者代位権に基づいて通知するのでなければ認められている。したがって、Aからの委託を受けた代理人としてのDによる通知は有効である。

(2) また、Dも内容証明郵便による通知をしているから、確定日付のある証書によって通知しているので(467 条 2 項)、Bは、CとDに対して通知の同時到達を理由にDへの履行を拒絶することはできず、BはDに対して履行拒絶できない。

(3) ただし、譲渡制限特約付債権が譲渡された場合、債権の譲渡はその効力を妨げられないが(466 条 2 項)、悪意又は重過失の譲受人に対しては、債務者はその債務の履行を拒むことができる(466 条 3 項)ところ、Dは、Bの債権譲渡の承諾があると信じたとはいえAB間の本件特約について悪意である。そうすると、BはDに対して、その債務 α の履行を拒むことができる。

(4) さらに、Bは、譲渡制限特約付債権が譲渡されたことを原因として、債権 α の全額に相当する700万円の金銭について供託することも可能である(466 条の2 第1項)。

(5) 以上から、Dの請求をBは拒むことができるが、Dは債権 α の全額700万円を供託することができる。

[設問3]

CのBに対する支払請求が認められるか。

(1) 譲渡制限特約付預貯金債権が譲渡された場合、債務者は、悪意又は善意重過失の譲受人その他の第3者に対し、その特約を対抗することができる(466 条の5 第1項)ところ、Cは、債権 α に本件特約が付されていることにつき善意である。

(2) 譲渡制限特約が預貯金債権についているのは、少なくとも銀行取引につき経験のある者にとっては周知の事柄に属することである。そうすると、Cは、営業資金を調達するためにAと取引をするような者であることから、銀行取引につき経験のある者であり、AB間の取引約定書の内容を確認しなかったといっても、特約を知らなかったというのは重過失と言え、B銀行は、Cに対抗することができ、請求を拒絶できる。

以上